

江戸時代における精神障害者の社会的位置づけに関する一考察

小林佳乃子

Abstract

This paper presents the issues of the social status of people with mental disabilities in the Edo era Japan by focusing on the examples of commutation of punishment and their social treatment upon such people's conducting criminal and other offences.

The words which describe mental disabilities were classified into different kinds, namely *ranshin*, *gumai* and *shukyo* (which are similar to today's *mentally incompetent*, *mentally deficient* and *ebrious state*). Based on these words, there were some commutations of punishment when people with mental disabilities committed a serious crime. These commutations depended on the accused's social rank and pardon of the relatives of victims.

There were also three other kinds of treatment for people with mental disabilities in the Edo era. These were not punishments, but the person was for example held captive or pulled down to a severe discriminatory status. People who fell under these treatments were split into these three types due to their personal situation.

From the above certain issues arise, which will have to be addressed in further research. These include the relationship between the treatment of persons with mental disabilities and their social rank, gender and family ties.

キーワード……江戸時代 精神障害者 減刑 処遇

はじめに

わが国の精神障害者¹⁾に係る法制度には、さまざまな問題点が存在する²⁾。しかし現行法制度を理解し、その改善のための議論を適切に進めていくには、現行法制度の背景にあるわが国の思想や文化・歴史を踏まえる必要がある。そこで、わが国の精神障害者関連法制³⁾を検討する前提として、精神障害者が社会の中でどのように位置づけられてきたかを確認することが重要になる。わが国で精神障害者に関する全国的な法律⁴⁾が施行されたのは明治時代であり、これ以降、座敷牢に始まり、その後は大病院への長期収容へと移り変わっていった。しかし、その前段階である江戸時代では精神障害者はどのような位置づけにあったのだろうか。

江戸時代においても、いわゆる精神障害者にあたる者に対する何らかの特別措置・処遇が存在した。公的な面では、精神障害者が犯罪を行った際、その刑が減刑される場合があった。これは当時の判例や法律に表れている。また後述するように、家族らの手に負えなくなった精神障害者を、いわゆる座敷牢や、未決囚を入れる牢等に入れることもあった。これらは家族からの願い出を受けた上で、幕府の定める手続きにより行われたもので、公私の両側面がある。すなわち、当時の社会はすでに「精神障害者」というカテゴリーの人々を認識し、これに対して一般とは異なる措置を講じていたということである。

そこで本稿は、当時の社会が精神障害者をどのようにとらえていたかを明らかにするための一助として、これらの措置・処遇を整理したものである。

第1章では、現代の概念と比較しつつ、当時の精神障害者を表す用語の語義を整理する。第2章では、減刑を中心とした、刑事制度上における犯罪を行った精神障害者の取り扱い、第3章では、社会生活上で問題行動のある精神障害者に対する処遇について、それぞれ概観していく。第4章では、以上を踏まえて、江戸時代において精神障害者がどのような位置づけにあったかを考察するために重要となる課題を提示する。

「精神障害者」という語は、その時代や状況によって様々な意味をもち、多様な言葉で表現される。特に現代において江戸時代につき考察する際、医学的知識や社会構造が大きく異なるため、そもそも江戸時代に現代的な「精神障害（者）」の概念をどこまで持ち込めるかという点に留意する必要がある。本稿の目的は、「精神上の障害をもつ」とカテゴライズされた人々が、江戸時代の社会の中でどのように扱われてきたかを明らかにし、今日の法制度を検討する前提としようというものである。そこで本稿では、医学的定義には拘らず、また時代を問わず、「精神障害者」を「知的障害等を含む精神上の障害により、行動や社会生活に支障をきたす者であり、その障害の先天・後天、長期・短期を問わない」と定義し、使用する。

1. 精神障害者を表す用語と定義

本章では、次章で江戸時代の刑事制度上の精神障害者の取り扱いをみていく前提として、当時の法令や判例中の精神障害者を表す用語の定義について整理する。

貞享3（1686）年に刊行された日本で初めての病名専門辞典である『病名彙解』には1822項目が収められており、その中には精神神経疾患の症状と思われる病名・病態が60項目以上収録されているという⁵⁾。著者の蘆川桂洲は17世紀の彦根の医師であり⁶⁾、これらのことから、江戸時代においてすでに精神障害を医学的な「病」としてとらえる側面があったことがわかる。ただし江戸時代においては、精神上の障害を「狐」や「犬神」が「憑いた」とする考えが幅広く受け入れられていた。実際、医師である香川修庵（1683-1755年）や喜多村鼎（生没年不明・著書『吐方論』1817年）などは「憑きもの」について、その大部分は病だろうが、本当

に「憑きもの」である可能性もある旨を述べており⁷⁾、当時の医師の中にも「狐憑き」等の超自然的考えを完全に否定しない者があった⁸⁾ため、江戸時代をとおして、精神障害に関し超自然的概念が完全に排斥されることはなかったと考えられる。当時、精神障害の疑いがある者が犯罪を行った場合の処分に関連して、医学専門家の鑑定が利用されたという記録はみられないとされる⁹⁾ため、当時の医学上の精神障害に対する見解と、刑事上のそれを同一視することはできない。ただし相互に影響し合っていたとは考えられる。

江戸時代の判例や法令にみられる精神障害者を表す用語は、大きく「乱心」「愚昧」「酒狂」の3つに区分できるが¹⁰⁾、その具体的定義は必ずしも定かではない。「江戸時代の精神障害者」について検討する上で、これらの用語の定義を明らかにすることが重要であるが¹¹⁾、現在と当時の医学的概念や価値観が大きく異なる以上、一概に現代の語とイコールで結び付けることはできない。以下ではその点に留意して、これらの用語と、その定義について整理する。

(1) 乱心

「乱心」とは、「今日の刑事法制の心神喪失に相当する」¹²⁾ものである。仕置例¹³⁾の中では、江戸時代初期から中期にかけて同義の言葉として「気違」「乱気」の語も使われていたが、1700年代半ばに「乱心」が、仕置例などの公的文書の中で使われる用語として確立したといわれる¹⁴⁾。次章にみるように、「乱心」の者の犯罪に対する刑は減刑される場合があった。

徳川幕閣の最高裁判所にあたる評定所の判例集「百箇条調書」の中にある、「乱心者」による犯罪についての事情・犯行形態を現代精神医学の見地からみると、次のように診断できるという¹⁵⁾。たとえば、「精神運動癲癇の発作、または癲癇大発作後の朦朧状態」「幻聴または妄想的曲解」「精神薄弱者が周期的に気分変調を来すような型の精神障害」などである。これらの例に限れば、「乱心」を現代の精神障害と同様のものととらえることができる。

この「乱心」という語は単に精神上の障害を表わすだけではなく、「その結果としての社会的不適応行動（殺人・自殺等）に際して用いられた」¹⁶⁾こともあり、身分の高い者の奇行を指して「ご乱心」などというのはこの例であると思われる。

(2) 愚昧

「愚昧」とは、今日の知的障害者に相当する¹⁷⁾。丸本の研究¹⁸⁾によると、安永2(1773)年の記録に「愚」とあるのが、「愚昧」に関する最も古い記述であり、このことから「愚昧」は、寛保2(1742)年に制定された刑事法令「御定書百箇条」以降に登場した語であるといえる。「愚昧」の特性として各種文献の記述から、「計画性や自制心、判断力等の乏しさが窺われ、科刑は乱心者と健常者の中間にある」¹⁹⁾という。また、「仕置例や問答に『生得愚昧』という表現が多いことから推測するに、これは、愚昧を天性の性質とし治療対象外としていたため」²⁰⁾と考えられる。

評定所の先例集である「御仕置例類集」の中には、一見「乱心」のようにみえても「申し口が符号」している（供述の事実との合致・一貫性を指すと思われる）ため、「全く乱心」とはいえないとしながらも、減刑をしている事例があり、これらの減刑の理由が「一体愚昧」²¹⁾であるとされる²²⁾。また、「小児同様」という表現が用いられる場合もある²³⁾。すなわち、「乱心」とは言動が支離滅裂で要領を得ない一方、「愚昧」は通常でない精神状態ながらも、言動に多少の一貫性があるということが推測される。この点だけみれば、いわゆる事理弁識能力においては「乱心」より「愚昧」の方が高いと考えられていたといえる。

（３）酒狂

「酒狂」とは、「飲酒によって正気を失った状態」²⁴⁾であるが、その内訳は単なる酩酊から病的なものまで多岐にわたると思われる。少なくとも、「百箇条調書」のなかの「酒狂人」による犯罪例をみると、その酩酊の性格は「アルコール精神病または病的酩酊」「病的酩酊またはエレペノル症候群」²⁵⁾「複雑酩酊または尋常酩酊」に区別することができるという²⁶⁾。享保 14（1729）年に刊行された守部正稔『酒説養生論』のなかでは、一時的な「酔狂」から最終的に「心血を敗乱して常に酔人の如くなる顛教狂の病となる」と説かれており²⁷⁾、当時において「酒狂」は病であるとの認識があった。ただし、「御定書百箇条七十七」には「酒狂にて人を殺候もの下手人 但、被殺候もの之主人并親類等、下手人御免願申出候共、取上間敷事」²⁸⁾とあり、基本的に「酒狂」の者の犯罪は減刑されず、宥免願²⁹⁾も認められなかった。ただし、「乱心同様」等の文言で病的酩酊だったことが明記されるような場合は、例外的に減刑されたといひ³⁰⁾、実際、「百箇条調書」のなかでは、病的酩酊が疑われる事例においては大幅な減刑がなされた例があるという³¹⁾。このことから、同じ「酒狂」というカテゴリーの中でも「単なる酔い」と「病的な酔い」を区別しようとする態度があったといえる。

（４）小括

江戸時代の判例や法令にみられる精神障害者を表す用語には「乱心」「愚昧」「酒狂」があり、これらの者に対する減刑の程度は「愚昧」「乱心」の順に大きく、「酒狂」についてはその態様により減刑の可否・程度が分かれた。飲酒の上での犯行に対して厳しい態度が取られたことや、「公事方御定書」において、「酒狂」に対する減刑が原則的に認められなかったことの理由の一つとして、飲酒行為が自己責任に基づいているとされていたことが考えられる。「酒狂」状態の最中の行為はともかく、「酒狂」状態になるきっかけを作ったのは本人であり、本人に責められるべきところがある。一方、「乱心」「愚昧」は病または先天的性質であり、これらの状態になったのは本人の責任ではない。このため、病的酩酊を除き「酒狂」と「乱心」「愚昧」は性質が異なるものとして認識されていたと考えられる。

2. 精神障害者と刑事制度

本章では、江戸時代における精神障害者の社会的位置づけを検討する素材のひとつとして、江戸時代を通しての精神障害者に対する刑事上の特別措置、具体的には精神障害者に対する減刑について、当時の判例・条文を中心にみていく。精神障害者に対する何らかの特別措置は、幕府、すなわち公権力が精神障害者をどのように取り扱ったかということを示すものであり、さらにその取扱いの結果は、社会全体の精神障害者に対する見方にも影響を及ぼしたと考えられる。

(1) 江戸時代の刑事制度

江戸時代の刑事制度を検討する際、今日のそれとは基本的な理論・内容ともに大きく異なることに留意する必要がある。江戸時代においては、その罪科や刑罰の内容には身分制度が大きく関係しており、被害者・加害者双方の身分の軽重によって罪の重さが異なった。

江戸幕府の基本法典である「公事方御定書」が制定された寛保2(1742)年を境に江戸時代を前期・後期に分けた場合、前期における刑罰の主要目的が一般予防であったことに対し、後期に入ると特別予防的効果を有する諸制度が鮮明に表れてきたという。前期には、犯罪を行った本人だけでなくその親族も処罰され、残酷な刑罰の執行を市民に見せつける「見懲的目的」の刑罰が行われた。後期に入ってからこのような刑罰は行われ、親族間の連帯責任を問われる場合もあったが、その範囲は狭められた。一方で、後期には悔悛を奨励する制度や人足寄場への受刑者の収容、幼年者に対する処罰など、特別予防を期待する制度が設けられている³²⁾。

江戸時代における特定の者への減刑制度として、「乱心者」とともに代表的であるのが幼年者である。「御定書百箇条七十九」³³⁾によれば、「子心にて無辨(弁えなく)」殺人や放火を犯した者は、15歳まで親類に預けた後に「遠島(島流し)」、窃盗については大人より一等軽い仕置をすると定めている。この減刑の理由は、現代の研究において複数あげられている。すなわち第一に、幼年者に大人同様の刑罰を科しても、善悪、道理の弁別心がなく懲罰の意義も十分理解できないため³⁴⁾、第二に、幼年者に対する刑の執行が大衆の同情や役人への敵意に結びつく可能性があったため³⁵⁾、第三に、幼年者は大人に比べ悔悛の可能性が高く、死刑にすることでその機会を奪わないようにするため³⁶⁾である。

(2) 判例・条文上に見る精神障害者への減刑

江戸時代全体を通して、精神障害者が罪を犯した場合には減刑または何らかの特別措置が行われた形跡がある。以下に、年代順にどのような措置がなされたか、仕置例と条文の中から具体的にみていく。

① 「御定書百箇条」以前

江戸幕府の基本法典として有名な「公事方御定書」は上下巻からなり、「御定書百箇条」と呼ばれる下巻は、先例を中心とした刑事法令が収録されている。ここに、「乱心」や「酒狂」による犯罪に関する法が規定されている。これらの法が規定される以前、すなわち「御定書百箇条」以前の「乱心者」等の例は「御仕置裁許帳」³⁷⁾のなかにみることができる。これは「明暦3(1657)年から元禄12(1699)年までの仕置例集であり、寛保2(1742)年に『御定書百箇条』が編纂される以前の判例」³⁸⁾である。

板原・桑原の研究³⁹⁾によると、「御仕置裁許帳」掲載事例974件のうち、「酒狂」を除いて、「乱心者」の事例は明暦3(1657)年から元禄11(1698)年までの22例が収録されている。これらの犯罪に対する処罰は、その時期や加害者と被害者の身分関係などにより内容が異なり、22例のうち、本人が死罪以上の刑に処された例は11例、最終的に赦免された例は10例である⁴⁰⁾。

「乱心者」に対する仕置は、主人に対する傷害で死罪、親殺しは磔、女房殺しは死罪、等、これらの場合その多くは死刑となっており、「乱心者」に対する減刑は特になかったと思われる。しかし他方で、万治3(1660)年・寛文12(1672)年の女房殺しの例、寛文2(1662)年の子ども2名切殺しの例では赦免されており、女房に対する切付け、夫に対する切付け、親への打撃に対しては赦免されている。また元禄4(1691)年の例では、店借の女房が母親と娘を切殺し、本人は磔、倅は獄門という厳罰に処されている。

板原・桑原によると「赦免の仕方において、他の仕置では見られない特徴がある」という⁴¹⁾。それは第一に、女房殺しの例において、「座敷籠」に入れ置くことが赦免の条件となっている点であり、第二に、親や夫に対する暴行・傷害の場合、家族らが願い出て牢舎させたのち、「乱心」状態が快復したので家族らのもとに引き取って養生させることをもって「赦免」としている例があるということである。

「御仕置裁許帳」収録期間の後期にあたる元禄10(1697)年になると、「乱心者」の処罰に関して、「元禄十丑閏二月相極候は、乱気にて人殺候者、本性ものとハ違候間、向後は舎牢申付、様子次第ニ其儘永牢にて差置、其上若本性ニも成候ハ、遠島ニも申付可然候、品ニより解死人ニ可成子細候ハ、其節何有之筈ニ候」⁴²⁾との書付が下される⁴³⁾。すなわち「乱気」によって殺人を犯した者は、「本性」⁴⁴⁾ではない状態での犯行のため、ひとまず牢舎（牢屋に入れること）とし、本人の状態次第で永牢（終身牢舎）、もし「本性」に返ることがあれば遠島や解死人（下手人）⁴⁵⁾の刑に処すということである。また、その後享保2(1717)年には「自今以後は乱気にて人殺候とも、可為解死人候、本性にて人を殺候も、乱気にて殺候共、同前之御仕置ニ候間、可被存其趣候、但、元禄十丑閏二月相極候以後至于今永牢にて差置候もの有之候ハ、是は可為其通候」⁴⁶⁾と方針が改まっている⁴⁷⁾。すなわち「乱気」により殺人を犯した場合も解死人とし、これは「本性」での殺人の場合と同様である。さらに享保6(1721)年には、これ

に但書きが付け加えられ⁴⁸⁾、「但、主殺親殺火附等たりといふ共、乱気ニて候ハハ、死罪一通ニ可被相心得候」⁴⁹⁾、すなわち主殺し・親殺しや放火などの重罪の場合でも、「乱気」による犯罪ならば、死刑のなかでは比較的軽い死罪に処すとされている。

このように「御定書百箇条」制定以前において、まず元禄10年の書付以前には、上にみたように主に女房や子どもを「乱心」で殺した場合等において赦免される場合があった。そしてこの元禄10年の書付から享保2年の書付による方針転換まで、「乱心者」は「本性」に戻るまで牢舎あるいは永牢、「本性」に戻った場合は遠島とされ、享保2年以降は「乱心者」も「本性」の者と同様の取り扱いとなる。これに被害者側からの宥免願を認めることを付け加え、次に述べる「御定書百箇条」の規定が定められた。

② 「御定書百箇条」以降

上記①で述べたように、寛保2(1742)年に仮完成した「公事方御定書」の下巻「御定書百箇条」には、以下のように「乱心者」に対する仕置きを定める項目がある。

御定書百箇条七十八 乱気ニ而人殺之事⁵⁰⁾

享保六年

元文三年極

一乱心にて人を殺候共、可為下手人候、然共、乱心之証抛慥ニ有之上、被殺候もの之主人并親類等、下手人御免之願申におみてハ、遂詮議、可相伺事、

享保六年極

但、主殺、親殺たりといふとも、乱気無紛におみてハ、死罪、自滅いたし候ハハ、死骸取捨に可申付事、

享保十九年極

一乱心にて其人より至而軽キものを致殺害候ハ、下手人ニ不及事、

寛保二年極

但、慮外者を切殺候時、切捨ニ成候程之高下と可心得事、

享保六年

元文五年極

一乱心にて火を附候もの、乱気之証抛於不分明は、死罪、乱心に無紛におみてハ、押込置候様ニ親類共江可申付事、

上記規定の中には主に3点、「乱心」による犯罪者に対する減刑措置がみられる。第一に、殺人は通常下手人となるべきところ、「乱心」の証拠があり、被害者の主人や親類が「下手人御免」を願い出れば認められる場合がある。被害者が主人や親であった場合は死罪とはなるが、磔等

の重い死刑が科せられることはない。第二に、「乱心」によって本人より身分の低い者を殺害した場合は下手人とはならず、場合によっては「切捨御免」⁵¹⁾が適用される。第三に、「乱心」によって放火をした場合、「乱心」が確かである場合は「押込（門を閉ざして自宅の一室に引き籠らせ、夜間の出入りも許されない。期間は20日、30日、50日ないし100日程度⁵²⁾）」という措置がとられている。江戸時代における放火は重罪であり、死刑の中でも特に重い火罪（火あぶり）が科される⁵³⁾ことを考えると大幅な減刑が認められていたといえる。

被害者側からの「下手人御免」の願い出、すなわち宥免願は、完全な任意のものではなかった。延享元（1744）年12月の仕置例で、百姓が「乱心」して2人を殺害した際、一方の親族からは宥免願が出されたが、他方の親族からは出されなかったため、奉行がこの「乱心者」を下手人とすべきかどうか伺い出たところ、老中は次のような書付を下した⁵⁴⁾。

致乱心、即時二人を殺候節ハ、其相手下手人被 仰付候、是は喧嘩ニ而人を殺候上、下手人可遁ため乱心之躰ニ成候ものも可有之哉、実否難分故ニ候、乱心無紛、殺され候者之親類、相手下手人御免之儀願候得は、願之通被 仰付候、今度民部大輔御預り所百姓乱心致し、二人致殺害候処、尅人之親類共相手下手人御免願出候、今尅人之親類ハ、其儀無之候、口論之上人を殺、乱心ニ致し成し候証抛有之候ハ、其段ハ可申出事ニ候、殺され候もの之親類共、相手乱心と乍存、存念残り候と申儀、一向不謂事ニ候間、能々致了簡、重而可申出旨可申聞事、

これを受けて、「右御書付之趣を以三助親類共江猶又相尋候処、再吟味ニ而得心仕、全乱心無紛候上は、下手人相願候所存無之旨申之候間、弥五郎儀、親類江預ケ押込置候様可申付哉と相伺、其通被 仰渡候事、」⁵⁵⁾としており、すなわち、宥免願を出しうるのに出さない親類がいる場合、奉行所で出すように勧説したと考えられる⁵⁶⁾。

② - 1 百箇条調書

「百箇条調書」は、「『御定書百箇条』以降の、寺社奉行所の記録」⁵⁷⁾であり、評定所係属の重大犯罪の判例を項目別に編纂したものである⁵⁸⁾。「百箇条調書」の「卷の六十一に『酒狂人御仕置之部』『十五歳以下御仕置之部』などとともに『乱心ニ而人殺之部』があ」⁵⁹⁾り、「御定書百箇条」以降の判例であるため、「乱心者」については上記の条文に基づいて仕置がなされている。

「御定書百箇条七十八」にあるように、「乱心」によって殺人を犯した場合、被害者の主人・親類の願い出があるという条件で減刑が認められる場合があった。板原・桑原の研究⁶⁰⁾によれば、「百箇条調書」⁶¹⁾の中には、通常は下手人となるべきところを、被害者側の宥免願により親や親類へ「永預」⁶²⁾となっている例が多い。また、被害者が主人や親の場合は宥免願があつ

でも死刑は免れないが、磔等の極刑を避けられていることから、減刑措置があったといつてよい。

「乱心」と知りながら奉公に出すことや、「手当」をしなかったことから、親族や村役人が何らかの罰を受けているケース⁶³⁾がみられるため、「乱心者」を保護・監督する責任が周囲の者に負わされていたと考えられる。

「御定書百箇条七十八」にあるように、殺人に対する減刑の前提として「乱心之証拠慥ニ有」ことが必要であった。このため、「百箇条調書」には「乱心」についての表現が多いと指摘される⁶⁴⁾。それは、「いつから症状がはじまっているのか」「『犯行』時の様子」「日常の様子」などであり、これらから「『乱心』の『慥かな証拠』をどこに求めたかを窺うことができ⁶⁵⁾」と考えられる。また、この「百箇条調書」の中には、仕置例の中で初めて「乱心」を「病氣」とした例がみられ、これは天明2(1782)年以前のものであるといわれる⁶⁶⁾。

② - 2 御仕置例類集

「御仕置例類集」は、評定所の刑事裁判に関する評議を分類収集した先例集であり、先例を犯罪者の身分・性別・年齢などによって分類し、さらに町人百姓については殺人・放火など犯罪行為の態様によって類別している⁶⁷⁾。「御定書百箇条」以降の判例を集めたもので、「乱心者」の仕置例は、「老幼并愚昧片輪之部」のなかの「愚昧片輪乱心之部」に分類されている⁶⁸⁾。

「百箇条調書」と同じく「御定書百箇条」以降の仕置例のため、減刑の際には「乱心」の「慥かな証拠」が必要となるが、板原・桑原の研究⁶⁹⁾によると、「百箇条調書」に比べその表現に変化がみられるという。すなわち、第一に、ほとんどの事例で「乱心者」の平生の病態に触れている。第二に、「乱心」の「慥かな証拠」につき、平生の病態のほかに、「犯行」時の計画性や犯意を問題とし、その確認のために、「犯行」時の病態に触れている。

さらに、「申し口が符号」しているか否かという点も、証拠のひとつとしている⁷⁰⁾。たとえば、「吟味之度々、申口符号」しているため、「乱心」とは定めがたいが、「一躰、愚昧」「生得愚昧」とし、「乱心者」よりも減刑の程度を低くしている事例⁷¹⁾がある。「小児同様」という表現⁷²⁾もこの「愚昧」と同意と思われる⁷³⁾。

このことから推測できるのは、責任能力の大きさからいうと「乱心」より「愚昧」の方が大きく、刑事上は「愚昧」の方が「乱心」よりも「健常者」に近い取り扱いを受けていたということである。実際、「愚昧」は「乱心者」と「健常者」の中間にあたる重さの刑罰である遠島に処されていた。

(3) 小括

以上のように、江戸時代を通して「乱心者」に対する減刑がなされた形跡があるが、「乱心」のみを理由に必ず減刑されるということはなく、被害者・加害者の身分関係や被害者側の親族

等による宥免願の有無により、減刑の有無や程度は左右された。この宥免願は被害者側の完全な任意ではなく、奉行所から願い出るよう勧告された例があるため、減刑には被害者より奉行所の意向が反映されていたことも考えられる。「乱心」を理由に減刑する際は、「乱心」の証拠が重視され、特に「御定書百箇条」以降はこの証拠が詳細に吟味された。この際医学的鑑定のようなものはなされなかったが、「乱心」を「病気」とした例がみられるため、刑事上の取り扱いの中でも、「乱心」を医学的なものとする認識はあったと思われる。

3. 精神障害者に対する社会的処遇

本章では、社会生活上で問題行動のある精神障害者に対して行われた処遇である「入檻」「入牢」「溜預け」について概観する。このうち「入檻」「入牢」は親族等からの願い出により、幕府の定めた手続きに則って行われていたので、官・民双方の作用によって運用されていた。また「溜預け」は精神障害者のとらえ方に影響を及ぼした側面があるとの指摘もあり、このような理由から、これらの処遇について概観していく⁷⁴⁾。

本章で扱う上記3種の処遇の具体的内容は以下に詳述するが、これらは「処遇」であって「仕置」ではない。当時、未決囚を入れる場所であった牢に、「乱心者」を入れる「入牢」が「御仕置」とされていた時期もあったが、その後「御定書百箇条」の制定を機に入牢が「処遇」として存在するようになったと指摘されている⁷⁵⁾。山崎の研究によると、精神障害者の処遇について、「残存せる係役人の手控帳及び諸留書によれば、其監護處置としては、『入牢』、『入檻』及び『溜預』の三種であつた⁷⁶⁾とされている。これらに関して残された記録にある日付等から、このような処遇がなされた時期は遅くとも江戸時代後期以降であると思われる⁷⁷⁾。これらの処遇は「精神病者の看護を主としたるものにあらずして、『火の元無心元』云々と云ふが如く、専ら、治安のためにやつたのであつて、その看護は、その結果に過ぎなかつたのである、従つて、醫學上の所説に基いて、治療のため、監置したのではなかつたのである⁷⁸⁾と指摘されている。

（1）入檻

「入檻」とは、「家族あるいは親族に乱心者が出て、その行動に家族が対応できず処遇に窮した際、その乱心者を自宅にこしらえた檻に閉じ込めて置くこと⁷⁹⁾である。家族が恣意的に入檻させることはできず、奉行所の承認が必要とされた⁸⁰⁾。入檻の手続きには、町役人と家族による証文、役人による見分書、医師の口上書、居宅絵図面が必要であり、この見分書には檻の大きさ、本人の状態のほか、医師口上書と絵図面を持参し願い上げる旨が記されている⁸¹⁾。「乱心者」の入檻を願い出る際の書類には、「乱心者」の病態と願い人の名前が記されており、主な病態としては、家族や召使いへの暴力、火の元の心もとなさ⁸²⁾等があげられている⁸³⁾。宝永期（1704-1710年）から天保期（1830-1842年）のはじめまでの町触や令達などを編纂したもの

である「類集撰要」14巻の「乱心者檻願」によると、入檻の願ひ人には乱心者本人、本人の母のほか、五人組、名主、妻の父、その五人組ならびに名主が名を連ねており、これは、相続、財産等の問題が出ないよう、親族が一致して願ひ出ていることを示すためであるとされている⁸⁴⁾。このような願ひ書に、病状を記した医師の口上書と、「乱心者」を入れる居宅の檻の絵図面が添えられて提出され、役人が「見分」に訪れた後、裁可されることとなる⁸⁵⁾。

(2) 入牢

「入牢」とは、『乱心者』を牢に入れ置くこと⁸⁶⁾である。江戸時代の主な刑罰は死刑と追放刑であったため、牢は禁錮や懲役刑のためのものではなく、未決囚を入れるためのものであったが⁸⁷⁾、家族や親族が「乱心者」に対応できない場合は、この牢に入れ置くことを願ひ出ることができた⁸⁸⁾。板原・桑原の研究⁸⁹⁾によれば、享保元(1716)年から宝暦3(1753)年までの先例法令集である「享保撰要類集」の「御仕置筋之部」にある仕置例には、次のようなものがある⁹⁰⁾。

一軽キ町人件或甥弟杯、常々大酒いたし、異見仕候ても、不相用、酒給候えは、乱気之様ニ罷成、町内を騒セ、致迷惑候間、こらしめ之ため牢舎為仕度旨ニテ、即其者召連罷出候えは当分牢舎或非人溜預ケ申付、心底直し可申旨申候へは、先々え相返し申し候、
一軽キ町人手前ニ差置候親類乱気仕、片付方も無御座、手ニ余り、其上火之元も無心元段訴出、牢舎願候えは、是又入牢或非人溜え預置申候、其上にて平心ニ罷成候えは、元々え相返し申し候、
一右両様共ニ手前ニ差置、手ニ難及由願出候類は、下々之儀ニ御座候えは、難儀に罷成候ニ付、只今迄之通申付候以上、

この仕置例については、次のような解説がなされている⁹¹⁾。

はじめの例は、飲酒のため「乱気」のようになり、町内を騒がせ迷惑をかける者は連れてくれば心底直すと申し出るまで懲らしめのため入牢あるいは溜預け…させるというものであり、二つ目は恐らく飲酒によるものとは区別してのことと思われるが、「乱気」になり親類の手に余り、その上火の元の用心も心配な者は入牢、あるいは溜預けさせ、「平心」になれば返すというものである。そして、そのどちらの場合においても、手元に置いて手に余るときには願ひ出たらこのように申し付けよというのが三つ目の内容である。当然ながら、仕置の例が設定されていることは、そのような事例が多数存在することを示している。

入牢の際は入牢証文が必要であり、火の元が心もとないこと、町役人一同が願ひ出ているこ

と、「乱心」に紛れないことが記載されている⁹²⁾。また、入牢させた者に対して「特別の治療をしたといふ根拠は、殆ど認めることが出来ぬ」⁹³⁾とされている。

（3）溜預け

「溜預け（ためあずけ）」⁹⁴⁾とは、「非人頭に管理させた溜という施設に、精神障害者を収容すること」⁹⁵⁾である。もともと江戸の「溜」とは、穢多頭左衛門によって処刑された非人や、無宿の行路病者を収容する施設であり、浅草の非人頭善七と、品川の非人頭松右衛門の囲い内にあったが、その後、南北両町奉行・火付盗賊改方・寺社奉行等から病囚を預かるようになり、収容人数が次第に増加したため、善七および松衛門は、囲いあるいは居小屋の近くに土地を与えられ、「溜」を建設した。このような経緯で浅草溜・品川溜とも元禄 13（1700）年に建設された⁹⁶⁾。この溜には、無宿・重病囚人・幼年囚等が収容され、これを「溜預け」といったが⁹⁷⁾、これらに加え精神障害者も収容されていた⁹⁸⁾。精神障害者が溜預けにされていた形跡として、収容手続きに関する書式等⁹⁹⁾や、溜の中に「乱心者」を入れ置くための「圈」があったことを示す文書・図面¹⁰⁰⁾があげられている。溜預けは、入檻、入牢に求められる親族・名主等の願い書が必要とされないところに特徴がある¹⁰¹⁾。

溜預けとなる経緯は、主に二つがあげられている。一つは、「乱心」の状態が悪化し相牢の者に迷惑をかけるようになり牢役人の手に負えなくなった場合¹⁰²⁾、もしくは「乱心」による入牢中の者の身体的な病気が悪化した場合に、溜に預けるというものである¹⁰³⁾。もう一つは入牢を経由せずに、非人による無宿や行倒の狩り込みの中で直接「乱心者」を収容する「直預」というものであり、無宿でない者でも「乱心」自体を理由として、この直預の対象となっていたと推測されている¹⁰⁴⁾。

以上が精神障害者に対する3種の処遇の概要であるが、これらの処遇の間にはどのような相違点があるか。まず溜預けとその他二つの大きな相違点は、上に書いたように親族や町役人等の願い書が必要とされなかったことである。そのため、欠落者のように親族等から離れた者も対象となりえた。

入檻と入牢の対象者の区別は、一つには、その者が尊属か卑属かによっていたのではないかと指摘されている¹⁰⁵⁾。山崎および板原・桑原の研究¹⁰⁶⁾によれば、入檻に係る役人のための事例書のなかには「乱心目上之もの見分書のこと」という項目が設けられており、「目上之物」を入檻させる事例があげられている。これは『養家の伯父』の檻入を願い出たものであり、『入牢御願可申処』だが『目上之物の二付難手難居宅内へ檻鋪理入置申度』と、目上の者だから檻に入れ置きたいと記され、それに『目下之物のハ是迄之通り』と続いている。この『是迄通り』は入牢と見て間違いはないだろう¹⁰⁷⁾とされている。また、「精神病者は、入牢せしむるのを、原則として居つて、自宅監置の檻入は、特別の場合に、許可した例外的處置であつたの

である」¹⁰⁸⁾との指摘もある。

また板原・桑原は、「乱心者」と非人身分の関係について指摘する¹⁰⁹⁾。「乱心者」が溜に預けられる際の取り扱い等から、『乱心者』のとらえ方は、非人頭の管轄下にある者¹¹⁰⁾であるといい、次のように述べる¹¹¹⁾。

町役人や家族の願い出によって、処遇として入牢させられた人々は、重病になり溜に預けられる時点で非人の扱いになったのであり、言いかえれば、町役人や家族など共同体から守られる存在でなくなった時点で、非人の扱いになったということであろう。しかし、先に見たように「乱心」を理由とした「直預」の登場は、「乱心者」そのものが非人あるいは非人同様とみなされていったということを示している。

以上のように、少なくとも江戸時代後期において、精神障害者が社会的に問題行動を起こした際には、入檻、入牢、溜預けという処遇がなされた。そして、これらのうち、どの処遇がなされるかということについては、第一にこれらの処遇を願い出る親族の有無で、第二に処遇を受ける精神障害者本人が、親族の中でどのような立場にあったかという点で、区別されていた。溜預けの制度から、「乱心者」は非人（同様）とみなされていったと考えられ、このことは社会の中での精神障害者に対する認識に何らかの影響を与えていたと思われる。

（４）小括

以上のように、江戸時代後期においては、社会生活上問題のある行動を起こす精神障害者への「処遇」として、入檻、入牢、溜預けの3種が実施されていた。これらの処遇は、精神障害者を自宅の檻や牢に入れるなど、主に監禁をもって彼・彼女らの問題行動に対応しようとするものであった。

溜預けにおいては、「乱心者」であることを理由に、直接、溜に預けられる場合があったことから、「乱心者」そのものが非人とみなされていった。このことは、江戸時代における「乱心者」に対するスティグマに何らかの影響を及ぼしたとも考えられる。

4. おわりに—今後の検討課題

これまで、江戸時代の刑事制度上における精神障害者を表す用語とその定義、江戸時代における重大犯罪を行った精神障害者に対する減刑、問題行動を起こす精神障害者への処遇についてそれぞれ概観してきた。刑事制度という官の領域における精神障害者の取り扱いは、幕府の彼・彼女らに対する見方を示すとともに、一般市民にとっての精神障害者観にも影響を与えたと思われる。また、幕府から定められた手続き等を踏まえた上での「入檻」「入牢」「溜預け」

という処遇は、市民にとっても自身が管理する側、される側として当事者となりうるものであり、これも官・民双方にとっての精神障害者観を探る手がかりとなると思われる。

本章では、これまで概観してきた精神障害者に対する減刑および処遇の制度のなかから、精神障害者の社会的位置づけを考察するうえでの検討課題を整理し、提示する。

（１）身分と刑事罰・処遇の関係

強力な身分制度を布いた江戸時代の社会が現代社会とどのように異なるか、具体的に踏まえた上で、減刑の程度や処罰の方法、「入檻」「入牢」等の処遇と、身分の関係をより詳細に整理・検討する必要がある。この身分にはいわゆる士農工商の身分のほか、主従関係や師弟関係、尊属・卑属も含まれる。特に刑事制度においては、主人や師匠、尊属に対する犯行にはひととき重い刑罰が加えられており、これらは江戸時代の社会制度をみるうえでの重要な要素となる。

第2章でみた判例の登場人物は主に武士階級以外の身分の人々であった。武士による「切捨御免」については少々触れたが、被害者・加害者が武士同士であった場合や、町人と非人身分の者であった場合などは、精神障害に加えてその身分の上下は刑罰にどの程度影響したのだろうか。

また、入檻・入牢の処遇を受けたのも、主に店借という居住形態をとる被支配身分の層であったが¹¹²⁾、武士階級でも同様の処遇が行われていたのだろうか。もし身分によって異なる処遇が行われていた場合、その具体的内容と身分との関係性について検討する必要がある。

（２）ジェンダーと刑事罰・処遇の関係

江戸時代においては、重婚に対し男性と女性で異なる対応を定めていること¹¹³⁾や、女性には敲の刑（鞭打ち刑の一種）が科されないこと¹¹⁴⁾など、刑事制度上に男女差が設けられている例があり、「乱心者」への刑罰についてもジェンダーの観点からの検討が重要であると思われる。

第2章で扱った仕置例のなかには「女房殺し」について、赦免や押込などの減刑がなされる例や、一方で「御定書百箇条」以前には死罪となる例など、比較的多くの例をみることができ。しかし「夫殺し」については「女房殺し」と比較できるほど、その例は多くない。この仕置例の掲載数の差に男女差は関係あったのか、また、「女房殺し」と「夫殺し」とでは刑罰や対応に何らかの差があったのか、検討する必要がある。

また、第3章でみたとおり入檻は家督相続者等の重要人物に対して行われていたため、対象が女性であった例は、あったとしてもきわめて少ないと考えられる。また、入牢や溜預けとなる者の数に男女差があるとすれば、その原因を明らかにする必要がある。このような各種処遇における男女差も、ジェンダーの観点から検討することができる。

(3) 精神障害者と家族

「乱心者」が減刑され押込等の刑罰に処された場合でも、入檻・入牢等の処遇においても、家族が管理責任をもって関わる例が多い。特に処遇の場合、入牢から溜預けとなった者は、家族等の庇護から離れ、非人同様となった。この点だけみれば、精神障害者にとって家族は、介護の面でも社会的地位の面でも、一種の「セーフティネット」の役割を果たしていたといえるが、この精神障害者と家族の関係については、さらに整理・検討する必要がある。

精神障害者が、その家族の中でどのような位置づけにあったかということは、身分・ジェンダーの問題とも関係する。すなわち尊属か卑属か、家督相続を前提とする男性であったか否か、という点が、精神障害者への対応に大きな影響を及ぼしている。また、精神障害者による犯罪の際の宥免願は、被害者側の家族（親族）などから出されるものであり、このような形でも、精神障害者をめぐって「家族」が登場する。

このように精神障害者に対する何らかの措置は、家族の存在を前提として、そこからさまざまに派生している面が多く見受けられ、精神障害者と家族の関係という視点からの分析は、ひととき重要な課題であるといえる。

(4) 江戸時代から現代までの連続性

本稿は、精神障害者に関する現行法制度の背景にある文化・思想を検討する前提として、江戸時代の精神障害者に対する特別措置や処遇を概観し、検討課題を整理してきたものである。そのため、江戸時代から現代の法制度までの、文化・思想・制度設計の連続性について明らかにする必要がある。

わが国の体制が大転換する契機としてあげられるのが、第一に明治維新、第二に太平洋戦争の敗戦である。これらにより人々の暮らしや法制度は大きく変化した。しかし、これらからさらに遡り、精神障害者関連法制に関して、江戸時代以前から今日まで続く、より根元的な課題につき検討することも必要である。精神障害者とジェンダーの関係や、家族との関係性の問題は、現代においても存在するものであり、このことから、現代と江戸時代と完全に断絶したのではなく、何らかの連続性が見いだされるものと思われる。

以上4点が、江戸時代における精神障害者の社会的位置づけを検討するために、本稿を通して明らかになった課題であり、これらについては次稿を期することとする。

<注>

- 1) 「精神障害(者)」の表記については、様々な漢字表記・ひらがな表記が見られるが、本稿では2015年現在の法令等における表記「精神障害(者)」にならうものとする。
- 2) たとえば障害をもつ本人の自己決定権の尊重や、地域または病院内での適切なケアを保障するには、現

行法では不十分な面がある。

- 3) たとえば成年後見制度（民法・任意後見法）、精神保健福祉法など。障害をもつ本人の意思尊重や、その家族への影響など、様々な角度からこれらの法制度を検討する必要がある。
- 4) 明治33（1900）年に「精神病患者監護法」が制定され、親族が監護義務者として精神障害者の監護を行うことが定められた。
- 5) 岡田靖雄『日本精神科医療史』医学書院（2002）53-57頁。
- 6) 前掲・岡田 53頁。
- 7) 前掲・岡田 70頁。
- 8) 前掲・岡田 70頁。
- 9) 板原和子・桑原治雄「江戸時代後期における精神障害者の処遇（3）」『社会問題研究』49（2）（2000）（以下、板原、桑原〔3〕と表記する。）199-200頁（上記論文の注16）。
- 10) 丸本由美子「江戸期日本の乱心者と清代中国の瘋病者（上）—その刑事責任に関する比較研究を中心として」『北陸史学』59（2012）45頁。
- 11) 精神障害者に関する用語の具体的な語義や概念、位置づけについて問題提起し考察しているものとして、前掲・丸本の論文があげられる。
- 12) 前掲・丸本 45頁。
- 13) 「仕置」とは刑罰またはその執行の意であり、（国史大辞典編集委員会編『国史大辞典第6巻』吉川弘文館（1985）652頁「仕置」）これを分類・編成したものを「仕置例」とする。
- 14) 前掲・板原、桑原〔3〕196頁。
- 15) 小田晋『日本の狂気誌』思索社（1980）149-152頁。
- 16) 前掲・小田 146頁。
- 17) 前掲・丸本 46頁。
- 18) 前掲・丸本 46頁。
- 19) 前掲・丸本 46頁。
- 20) 前掲・丸本 46頁。
- 21) この場合の「一体」とは「元来」の意であると思われる。
- 22) 前掲・板原、桑原〔3〕194頁。
- 23) 前掲・板原、桑原〔3〕194頁。
- 24) 前掲・丸本 45頁。
- 25) 病的酩酊の一種。酒に酔って一旦眠った後、寝ぼけた状態で動き回り、その間の記憶がない。
- 26) 前掲・小田 157頁「表9」より。
- 27) 前掲・岡田 61頁。
- 28) 法制史學會編『徳川禁令考 別巻』創文社（1961）115頁。
- 29) ここでは、被害者側親族等から出される加害者への減刑嘆願を指す。
- 30) 前掲・丸本 45-46頁。
- 31) 前掲・小田 159-160頁「事例4」で紹介されている例および分析を参照した。
- 32) 石井良助『江戸の刑罰』中央公論社（1964）10-17頁。
- 33) 前掲・『徳川禁令考 別巻』117頁。
- 34) 大久保治男「徳川幕府刑法における責任能力」『法学論集』52（1996）3頁。
- 35) 前掲・大久保 3頁。
- 36) 前掲・石井 14頁。
- 37) 石井良助編『近世法制史料叢書 1巻』創文社（1959）。
- 38) 前掲・板原、桑原〔3〕186頁。
- 39) 前掲・板原、桑原〔3〕187-190頁。本項（2）-①における「御仕置裁許帳」掲載例の概要等は、板原、桑原作成の同論文 189-190頁の表に依拠した。
- 40) 前掲・板原、桑原〔3〕189-190頁の表より。
- 41) 前掲・板原、桑原〔3〕187-188頁。
- 42) 石井良助編『近世法制史料叢書 別篇』弘文堂（1944）57頁、享保撰要類集1の2の1。旧字体は新字体に適宜改めた。
- 43) 高柳真三『江戸時代の罪と刑罰抄説』有斐閣（1988）96頁。
- 44) この場合「正気」の意と思われる。
- 45) 江戸時代における死刑は一種のみではなく、執行方法の残虐性、執行後の死体の扱い等からその刑の重さが区別されていた。下手人、死罪、火罪、獄門、磔、鋸挽の順で重くなる。
- 46) 前掲『近世法制史料叢書 別篇』57頁、享保撰要類集1の2の1。旧字体は新字体に適宜改めた。

- 47) 前掲・高柳真三 96 頁。
- 48) 前掲・高柳真三 96 頁。
- 49) 前掲『近世法制史料叢書 別篇』69 頁、享保撰要類集 1 の 2 の 30。旧字体は新字体に適宜改めた。
- 50) 前掲・『徳川禁令考 別巻』116-117 頁。旧字体は新字体に適宜改めた。
- 51) 「御定書百箇条」七十一に準拠し、武士が町人百姓ら庶民から侮辱・名誉棄損行為をなされた場合、これを切り殺しても刑事責任を負わないとするものである（平松義郎『近世刑事訴訟法の研究』創文社（1960）570 頁）。
- 52) 藤井嘉雄『御定書百箇条と刑罰手続』高文堂出版社（1987）439 頁。
- 53) 「御定書百箇条七十」、前掲・『徳川禁令考 別巻』108 頁。
- 54) 前掲・高柳真三 99-100 頁。書付け文は、前掲・『徳川禁令考 別巻』157 頁より引用した。旧字体は新字体に適宜改めた。
- 55) 前掲・『徳川禁令考 別巻』157-158 頁。旧字体は新字体に適宜改めた。
- 56) 前掲・高柳真三 99-100 頁。
- 57) 前掲・板原、桑原 [3] 186 頁。
- 58) 前掲・小田 149 頁。
- 59) 前掲・板原、桑原 [3] 186 頁。
- 60) 前掲・板原、桑原 [3] 191-193 頁。本項 (2) -②-1 における「百箇条調書」掲載例の概要、および検索にあたっては、板原、桑原作成の同論文 192-193 頁の表を参照した。
- 61) 布施弥平治編『百箇条調書 第 12 巻』新生社（1968）4110-4136 頁。
- 62) 「永預」は主に、武士に対して行われる「大名預」の一種を指すが、ここでは親類等に終身預け、監禁・管理させることを指すと思われる。
- 63) 前掲『百箇条調書 第 12 巻』4130 頁・寛保 3 年の例、および 4135-4136 頁文化 8 年の例。
- 64) 前掲・板原、桑原 [3] 191 頁。
- 65) 前掲・板原、桑原 [3] 191-193 頁。
- 66) 前掲・板原、桑原 [3] 191 頁。
- 67) 国史大辞典編集委員会編『国史大辞典 第 2 巻』吉川弘文堂（1980）828-829 頁。
- 68) 前掲・板原、桑原 [3] 186-187 頁。
- 69) 前掲・板原、桑原 [3] 193-195 頁。本項 (2) -②-2 における「御仕置例類集」掲載例の概要、および検索にあたっては、板原、桑原作成の同論文 194-195 頁の表を参照した。
- 70) 前掲・板原、桑原 [3] 194 頁。
- 71) 司法省調査部編『御仕置例類集 第 1 輯 第 4』(1943) 295-296 頁・寛政 12 年の例。
- 72) 前掲・『御仕置例類集 第 1 輯 第 4』290-291 頁・寛政 7 年の例。旧字体は新字体に改めた。
- 73) 前掲・板原、桑原 [3] 194 頁。
- 74) 「入檻」「入牢」「溜預け」につき、一次資料に基づき実証・解説しているものとして、山崎佐「精神病患者處遇考 (4)」『神経学雑誌』34 (1932) 55-68 頁、板原和子・桑原治雄「江戸時代後期における精神障害者の処遇 (1)」『社会問題研究』48 (1) (1998) (以下、板原、桑原 [1] と表記する。) 41-59 頁、および同「江戸時代後期における精神障害者の処遇 (2)」『社会問題研究』49 (1) (1999) (以下、板原、桑原 [2] と表記する。) 93-111 頁、および同「江戸時代後期における精神障害者の処遇 (4)」『社会問題研究』50 (1) (2000) 79-94 頁 (以下、板原、桑原 [4] と表記する。) があげられる。本稿では上記処遇につき、これらの論文に依拠した。
- 75) 前掲・板原、桑原 [4] 82-85 頁。
- 76) 前掲・山崎 55 頁。
- 77) 一次資料にあたることができなかつたため、前掲・山崎、および前掲・板原、桑原 [1] [4] に紹介されている江戸時代当時の記録を参照した。
- 78) 前掲・山崎 55 頁。
- 79) 前掲・板原、桑原 [1] 42 頁。
- 80) 前掲・板原、桑原 [1] 42 頁。
- 81) 前掲・板原、桑原 [2] 94 頁。
- 82) 願い書の書式に「火之元等心元無く候」とあるため、これを入檻理由にあげるのはほぼ形式になっていたと推測されている（前掲・桑原、板原 [1] 47 頁）。
- 83) 前掲・板原、桑原 [1] 42-46 頁。
- 84) 前掲・板原、桑原 [1] 42-47 頁（「撰要類集」の内容はこれを参照した）、前掲・山崎 61 頁。
- 85) 前掲・板原、桑原 [1] 47 頁。
- 86) 前掲・板原、桑原 [1] 47 頁。

- 87) 前掲・石井（1964）19-20 頁。
- 88) 前掲・板原，桑原 [1] 48 頁。
- 89) 前掲・板原，桑原 [1] 48 頁。
- 90) 仕置例文は、前掲『近世法制史料叢書 別篇』67 頁、享保撰要類集 1 の 2 の 25 より引用した。旧字体は新字体に適宜改めた。
- 91) 前掲・板原，桑原 [1] 48 頁。
- 92) 前掲・板原，桑原 [2] 94 頁、前掲・山崎 56 頁。
- 93) 前掲・山崎 58 頁。
- 94) 「溜預（ためあずけ）」とも表記されるが、ここでは「溜預け」に統一する。
- 95) 前掲・板原，桑原 [1] 51 頁。
- 96) 高柳金芳『江戸時代被差別身分層の生活史』明石書店（1979）25-26 頁。
- 97) 前掲・高柳金芳 33-38 頁。
- 98) 前掲・板原，桑原 [1] 51 頁、前掲・山崎 67 頁。
- 99) 前掲・山崎 67-68 頁。
- 100) 前掲・板原，桑原 [1] 52-56 頁。
- 101) 前掲・板原，桑原 [1] 58 頁。
- 102) 前掲・山崎 67 頁。
- 103) 前掲・板原、桑原 [4] 87 頁。
- 104) 前掲・板原、桑原 [4] 88-89 頁。
- 105) 前掲・板原，桑原 [2] 105 頁。
- 106) 前掲・山崎 61 頁、前掲・板原，桑原 [2] 105-106 頁。
- 107) 前掲・板原，桑原 [2] 106 頁。
- 108) 前掲・山崎 61 頁。
- 109) 前掲・板原，桑原 [4] 89-92 頁。
- 110) 前掲・板原，桑原 [4] 91 頁。
- 111) 前掲・板原，桑原 [4] 91-92 頁。
- 112) 前掲・板原，桑原 [2] 105 頁。
- 113) 前掲・高柳真三 272-280 頁。
- 114) 前掲・高柳真三 371 頁。

主指導教員（田巻帝子准教授）、副指導教員（國谷知史教授・田中伸至教授）